主 被拘束者を釈放する。 本件手続費用は拘束者の負担とする。 事

請求者(被拘束者、以下同じ)代理人は、主文第一項と同趣旨の判決を求め、請求の理由として、

一、 請求者は長野県北安曇都 a 村 b c 番地を本籍として、明治一七年四月一四日に生れ、その後同県松本市大字 d 町 e 番地に住所を移し、同所において四〇年来医師として社会に貢献して来た者であるところ、請求者の長男 A は、請求者の多少の蓄財を請求者が費消することを心良からず思い、昭和二六年一二月請求者に睡眠剤を与え同人が覚醒した時は既に精神病者として桜ヶ丘保養院に入院させられていたのである。

理 由

いことは、拘束者の明らかに争わないところであるにかかわらず、右数人の扶養義務者の中から長男Aが家庭裁判所において第四順位の保護義務者をして選任せられたことについては、これを認めるに足るなんらの証拠がない。しからば、精神衛生法第三三条により、Aの同意により請求者を入院させたのは、同意権限のない者の同意によつて入院させたものであつて、請求者は正当の手続によらないでその自由を拘束されているものといわなければならない。

よつて請求者の本件請求は理由があるものと認め、手続費用につき人身保護法第 一七条、民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 角村克己 判事 菊池庚子三 判事 吉田豊)